

改正案	現行
<p>（交付金の交付決定の基礎となる農業委員会の数等）</p> <p>第一条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第二項の農業委員会の数は、当該交付金を交付する年度の前年度の三月一日現在における農業委員会の数によるものとする。</p> <p>2 法第二条第二項の農業者の数は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による総農家数及び土地持ち非農家数中の総農家数によるものとする。</p> <p>3 法第二条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地の状況中の経営耕地総面積によるものとする。</p> <p>（削る。）</p> <p>（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）</p> <p>第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に</p>	<p>（交付金の交付決定の基礎となる農業委員会の数等）</p> <p>第一条 農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の農業委員会の数は、当該交付金を交付する年度の前年度の三月一日現在における農業委員会の数によるものとする。</p> <p>2 法第二条第二項の農家数は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。</p> <p>3 法第二条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積によるものとする。</p> <p>（同居の親族等の耕作従事日数）</p> <p>第一条の二 法第八条第一項第二号の農林水産省令で定める耕作に従事する日数は、年間おおむね六十日とする。</p> <p>（農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の様式）</p> <p>第二条 農業委員会等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書は、法第八条第一項第一号又は第二号に掲げる者にあつては別記第一号様式</p>

八を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とする。ことについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。二及び第十号第一号において同じ。）である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を

、同項第三号に掲げる者（同項第一号又は第二号に掲げる者に該当するものを除く。以下同じ。）にあつては別記第一号様式の二により作製しなければならない。

執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人

又 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

二 委員の過半数を認定農業者等又は前号イから又までに掲げる者とする<sup>一</sup>こととすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イから又までに掲げる者とする<sup>二</sup>ことについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

三 委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は第一号イから又までに掲げる者とする<sup>三</sup>こととすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、そのことについて農林水産大臣の承認を得たとき。

四 当該市町村が法第三条第五項の政令で定める市町村である場合

五 当該市町村が同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十一条の十一第一項に規定する同意市町村をいう。第九条第五号において同じ。）でない場合

（認定農業者である法人の使用人）

（選挙人名簿及び抄本の様式）

第三条 法第八条第五項第二号の農林水産省令で定める使用人は、認定農業者である法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とする。

(委員の推薦の求め及び募集の方法等)

第四条 法第九条第一項及び第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集は、同時に行うことができる。

2 前項の規定により法第九条第一項及び第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集を同時に行う場合には、いずれかの規定による推薦を受け、又は当該規定による募集に応募した者は、同時に、他の規定による推薦を受け、又は当該他の規定による募集に応募することができる。

第五条 法第九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項(同項の規定による募集に応募しようとする場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を市町村長に提出しなければならない。

- 一 推薦をする者(個人に限る。)の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- 二 推薦をする者(法人又は団体に限る。)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

第三条 選挙人名簿及びその抄本は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

(候補者の届出書等の様式)

第四条 候補者の届出書及び推薦届出書は、法第八条第一項第一号又は第二号に掲げる者にあつてはそれぞれ別記第三号様式及び第四号様式、同項第三号に掲げる者にあつてはそれぞれ別記第三号様式の二及び第四号様式の二に準じて作製しなければならない。

2 法第十一条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の四第四項の規定による候補者となることができない者でないことを誓う旨の宣誓書は、別記第四号様式の三に準じて作製しなければならない。

(令第四条第二項の証明書の様式)

第五条 令第四条第二項の規定による証明書は、法第八条第一項第二号に掲げる者にあつては別記第五号様式、同項第三号に掲げる者にあつては別記第五号様式の二に準じて作製しなければならない。

三 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

四 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等（認定農業者が少ない場合にあつては、認定農業者等又は第二条第一号イから又までに掲げる者。次条第一号において同じ。）であるか否かの別

五 推薦又は応募の理由

六 推薦をする者が当該推薦を受ける者について法第十九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別

七 その他市町村長が必要と認める事項

2 市町村長は、法第九條第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第八條第一項の規定による任命に当たつては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六條 法第九條第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一 法第九條第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中 前条第一項各号に掲げる事項（同項第一号及び第三号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表

（委員解任請求者署名用紙の様式）

第六條 令第七條第三項の規定による委員解任請求者署名用紙は、別記第六号様式により作製しなければならない。

すること。

イ 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数

ロ 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

二 法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後前号に規定する事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第七条 前二条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第五條第一項の書類の提出方法その他法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、市町村長が定めるものとする。

2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(部会の設置及び構成)

第八条 部会は、当該農業委員会の区域の一部に係る事務を処理するものとして一又は二以上置くことができる。

2 部会の区域が当該農業委員会の区域の全部となる場合には、委員は、いずれかの部会の委員にならなければならない。

(公職選挙法施行規則の準用)

第七条 公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号)第六条から第十条まで、第十条の三から第十条の五まで、第十一条第一項、第十二条の七、第十二条の八、第十三条第四項、第十四条及び第十五条から第十六条の二までの規定は、農業委員会の選挙による委員の選挙について準ずる。この場合において、次表上欄に掲げる同令の規定のうち同表中欄掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(農業委員会の選任による委員)

第八条 法第十二条第一号の農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合又は土地改良区は、次に掲げるものとする。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号から第四号まで及び第八号の事業を併せ行う農業協同組合であつてその地区が当該農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているも

(認定農業者等が部会の委員の過半数を占めることを要しない場合)

第九条 法第十六条第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 市町村長が第二条第一号の同意を得て委員を任命した農業委員会において、認定農業者等又は同号イから又までに掲げる者が部会の委員の過半数を占める場合

二 市町村長が第二条第二号の同意を得て委員を任命した農業委員会において、認定農業者等又は同条第一号イから又までに掲げる者が部会の委員の四分の一以上を占める場合

三 当該農業委員会が、市町村長が第二条第三号の承認を得て委員を任命した農業委員会である場合

四 当該農業委員会が置かれている市町村が、法第三条第五項の政令で定める市町村である場合

五 当該農業委員会が置かれている市町村が、同意市町村でない場合

(農業委員会等に関する法律施行令第七条第一項第二号の農林水産省令)

の)

二 農業共済組合であつてその区域が当該農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているもの

三 土地改良区であつてその地区が当該農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているもの(当該土地改良区が二以上ある場合には、当該二以上の土地改良区が協議して一を限り定めた土地改良区)

(農業委員会の選任による委員の解任)

第九条 法第十七条の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を市町村長に提出してしなければならない。

(農地部会の設置)

で定める者)

第十条 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 認定就農者
- 二 基本構想水準到達者
- 三 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体
- 四 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号ハに規定する組織

(推進委員の推薦の求め及び募集の方法等)

第十一条 法第十九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項(同項の規定による募集に応募しようとする場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を農業委員会に提出しなければならない。

- 一 推薦をし、又は応募する区域(法第十七条第二項の規定により農業委員会が定めた区域をいう。次項及び次条において同じ。)
- 二 推薦をする者(個人に限る。)の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- 三 推薦をする者(法人又は団体に限る。)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

四 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

第十条 法第十九条第一項の規定による農地部会は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域の全部をその区域として置かなければならない。

- 一 一の農地部会を置く場合 当該農業委員会の区域
- 二 二以上の農地部会を置く場合 当該農業委員会の区域を分けて設けられる各区域

(都道府県農業会議の会議員)

第十一条 法第四十一条第二項第四号の農林水産省令で定める農業協同組合及び農業協同組合連合会は、当該都道府県の区域の全部又は一部をその地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会であつて、当該都道府県農業会議の会則で指定したもの又はその会則の定めるところにより会長が指定して公告したものである。



五 推薦又は応募の理由

六 推薦をする者が当該推薦を受ける者について法第九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別

七 その他農業委員会が必要と認める事項

2 一の区域について法第十九条第一項の規定による推薦を受け、又は同項の規定による募集に応募した者は、同時に、他の区域についても、推薦を受け、又は募集に応募することができる。

3 農業委員会は、法第十九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第十七条第一項の規定による委嘱に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第十二条 法第十九条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中 前条第一項各号に掲げる事項（同項第二号及び第四号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の間において公表すること。
- イ 推薦を受けた者の数

第十二条 法第四十一条第二項第五号の農林水産省令で定める団体は、当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、農業の改良発達を図ることを目的とする団体であつて、当該都道府県農業会議の会則で指定したものである。又はその会則の定めるところにより会長が指定して公告したものである。

ロ 応募した者の数

二 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後前号に規定する事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第十三条 前二条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第十条第一項の書類の提出方法その他法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、農業委員会が定めるものとする。

2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3 農業委員会は、第一項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(議事録)

第十四条 法第三十三条の規定による議事録の公表は、総会又は部会の会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2 法第三十三条の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条 法第四十二条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(都道府県農業会議の常任会議員の互選)

第十四条 都道府県農業会議の常任会議員の互選は、当該都道府県農業会議が定める互選の時期、方法及び手続に関する規程に従い行わなければならない。

2 前項の互選の時期、方法及び手続に関する規程の制定及び変更は、当該都道府県農業会議の総会（法第四十六条第二項に規定する総会をいう）

。の議決を経なければならない。

(情報の公表)

第十五条 農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の六月三十日まで公表しなければならない。

2 前項の規定による公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公表された事項を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(農業委員会ネットワーク機構の指定の申請)

第十六条 法第四十二条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣等に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 農業委員会ネットワーク業務の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類

四 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び

(新設)

収支予算書であつて農業委員会ネットワーク業務に係る事項とそれ以外の業務に係る事項とを区分したもの

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 指定の申請に係る意思の決定を証する書類

七 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第十七条 法第四十二条第三項の規定による届出をしようとする機構は、次に掲げる事項を記載した書類をその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地

二 変更しようとする日

三 変更の理由

(業務規程の記載事項)

第十八条 法第四十四条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項

二 農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

三 その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

(新設)

(新設)

(事業計画等の認可の申請等)

第十九条 機構は、法第四十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

2 機構は、法第四十五条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

第二十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第二十一条 機構は、法第四十六条第一項の規定により農業委員会ネットワーク業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする農業委員会ネットワーク業務の内容
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(新設)

(新設)

(新設)

(身分を示す証明書)

第二十二条 法第四十八条第二項の証明書は、別記様式による。

(権限の委任)

第二十三条 第二条第三号の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。